

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

日本建築検査協会株式会社

(税抜金額)

評価対象面積	工場、自動車車庫、倉庫 その他これらに類するもの		事務所、店舗、学校 その他これらに類するもの		病院、ホテル、集会場 その他これらに類するもの	
	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法
2,000㎡未満	80,000	160,000	100,000	180,000	160,000	300,000
2,000～3,000㎡未満	90,000	180,000	110,000	200,000	180,000	320,000
3,000～4,000㎡未満	110,000	210,000	140,000	230,000	210,000	360,000
4,000～5,000㎡未満	130,000	230,000	160,000	270,000	230,000	410,000
5,000～10,000㎡未満	150,000	270,000	200,000	320,000	270,000	470,000
10,000～20,000㎡未満	180,000	320,000	230,000	360,000	320,000	540,000
20,000～50,000㎡未満	220,000	360,000	290,000	430,000	360,000	630,000
50,000～100,000㎡未満	270,000	450,000	350,000	540,000	450,000	770,000
100,000～200,000㎡未満	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
200,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

《注意事項》

- ・表の評価対象面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- ・一つの棟に用途分類が複数ある場合、病院等が含まれる場合は病院用途、事務所用途が含まれる場合は事務所用途として算定をします。
- ・複合用途(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合、非住宅部分により料金を算定します。
尚、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として別途、10,000円(税別)×送付対象棟数分を徴収します。
- ・計画変更の料金は当初適用料金の10分の9の額とします。
- ・軽微変更該当証明申請(軽微変更ルートC)の場合、当初適用料金の10分の8の額とします。
- ・増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を算定します。
但し、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する場合、増改築部分の非住宅部分の用途面積により算定します。
- ・工場の生産エリア等の計算対象外の室を含む場合は以下の評価料金とします。
 - ① 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合は(モデル建物法で計算を行う際、対象となる室が無い場合 ……一律 50,000円(税抜)
 - ② 建築物の一部が計算対象外の場合(計算の対象となる室が無い場合は除く)は、
…… 判定対象棟延べ面積-計算対象外部分の面積=判定対象面積
- ・上表に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積もりとします。